

## 地方税法施行令の一部を改正する政令要綱

### 第一 地方税法施行令に関する事項

#### 一 道府県民税及び市町村民税

1 外国法人の事務所又は事業所について、法人税法に規定する恒久的施設とすることに伴う所要の規定の整備を行うこと。（旧令第七条の三の五関係）

2 恒久的施設を有する外国法人に係る繰戻還付金の繰越控除について、控除対象還付法人税額を恒久的施設に帰属する所得に対する法人税額及び恒久的施設に帰属しない所得に対する法人税額の区分ごとに計算することに伴う所要の規定の整備を行うこと。（第八条の二十、第八条の二十一、第四十八条の十一の九、第四十八条の十一の十関係）

3 外国法人に係る外国税額控除制度の創設に伴い、外国税額控除の限度額の計算方法等を定めること。（第九条の七、第四十八条の十三関係）

#### 二 事業税

- 1 外国法人の恒久的施設について、細目を定めること。（第十条関係）
- 2 付加価値割の課税標準である付加価値額のうち純支払利子について、内国法人の本店等と国外事業所等との間の内部取引に係るもの又は外国法人の本店等と恒久的施設との間の内部取引に係るものを対象に追加すること。（第二十条の二の七、第二十条の二の八関係）
- 3 付加価値割の課税標準である付加価値額のうち純支払賃借料について、内国法人の本店等と国外事業所等との間の内部取引に係るもの又は外国法人の本店等と恒久的施設との間の内部取引に係るものを対象に追加すること。（第二十条の二の十一、第二十条の二の十二関係）
- 4 恒久的施設を有する外国法人の付加価値割の課税標準である付加価値額のうち単年度損益について、恒久的施設に帰属する所得の金額又は欠損金額及び恒久的施設に帰属しない所得の金額又は欠損金額の合算額とすることに伴う所要の規定の整備を行うこと。（第二十条の二の十四、第二十条の二の十五、第二十条の二の十六関係）
- 5 恒久的施設を有する外国法人の所得割の課税標準である所得について、恒久的施設に帰属する所得の金額及び恒久的施設に帰属しない所得の金額の合算額とすることに伴う所要の規定の整備を行うこと

と。(第二十一条の二、第二十一条の三、第二十一条の四関係)

## 第二 その他

- 1 その他所要の規定の整備を行うこと。
- 2 この政令は、平成二十八年四月一日から施行すること。